平成２２年（フ）第７２５号
大阪府富田林市若松町１丁目21番６―203号
債務者　前田　雅子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７２８号
堺市東区引野町３丁59番地　ガーデンハウス初芝142号
債務者　松原　　章
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７３１号
大阪府富田林市西板持町８丁目５番５号
債務者　後藤　隆博
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７４０号
堺市堺区甲斐町東２丁１番42号　和香ビル201号、前住所堺市堺区神南辺町２丁76番地１　メゾンドール堺1209号
債務者　弘栄電設こと　光田　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
堺市堺区錦綾町３丁３番11―505号
債務者　岸根　延亮
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第８２４号
堺市北区百舌鳥梅北町５丁249番地　伸和シャトー102号
債務者　奥　登紀雄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
福島県南会津郡南会津町長野字長野81番地、前住所福島県南会津郡田島町大字長野字長野81番地
債務者　星　かず子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字若宮24番地の２　メグロハイツ203、前住所福島県南会津郡南会津町田島字田部原90番地　町営住宅田部原団地１―２号
債務者　湯田　知江
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
愛知県岩倉市八剱町道光33番地　エクセルシオ202号、住民票上の住所愛知県岩倉市八剱町道光33番地　エクセルシオ102号
債務者　大橋　美加
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２４５号
愛知県江南市藤ヶ丘３丁目１番地３　江南団地33棟402号
債務者　石丸　幸一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２９１号
大阪府堺市東区白鷺町１丁24番11―206号、申立時住所大阪府和泉市府中町６丁目11番８号
債務者　尾﨑　　守
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
大阪府岸和田市荒木町２丁目22番12―601号
債務者　東原　照美
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅11―352
債務者　児玉　　正
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅11―352
債務者　児玉由里子（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８７号
大阪府貝塚市二色３丁目22番２号
債務者　井上　哲夫
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３９７号
大阪府和泉市府中町512番地の１―501
債務者　光藤　理恵
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４４３号
大阪府貝塚市畠中１丁目15番13号
債務者　村古セツ子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係